

香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）第4条第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年5月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 対象施設

(1) 名称

香川県青年センター（以下「青年センター」という。）

(2) 所在地

高松市国分寺町

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に青年センターの運営を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (7) 文書の管理及び保存を適切に行うこと。
- (8) 青年センターの利用時間、休業日、利用の許可申請の手続等について、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

3 業務の内容

- (1) 青年センターの施設の維持管理に関する業務
- (2) 青年センターの施設の利用及び運営に関する業務
- (3) 青年センターの使用料の収受に関する業務
- (4) その他青年センターの管理運営に必要な業務

4 指定予定期間

平成24年12月1日から平成28年3月31日まで（3年4月間）

5 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

平成24年7月10日（火曜日）から同月17日（火曜日）まで（持参の場合には、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、平成24年7月17日（火曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部県民活動・男女共同参画課（県庁本館8階） 総務・青少年グループ

電話番号 087-832-3195

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、平成24年5月25日（金曜日）から同年7月17日（火曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、6の(3)の場所宛てに平成24年7月3日（火曜日）午後5時必着で、表に「香川県青年センター指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型2号A4判用封筒であって、宛先を明記し、切手390円分を貼り付けたもの）を同封の上、請求すること。

また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/shitei>）からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

平成24年6月11日（月曜日） 午後1時 青年センター体育館

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。